

令和8年度 固定資産税（償却資産）申告の手引

市税務行政につきましては、日頃より御協力いただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告していただくことになります（地方税法第383条＜固定資産の申告＞）。

つきましては、この手引を参照し、申告書等作成の上、期限までに申告してくださるようお願いします。

静岡県磐田市

目 次

1. 償却資産とは	1
2. 償却資産の申告について	4
3. 申告書の記入方法について	9
4. 評価額の計算方法について	15
5. 価格等の決定及び課税台帳への登録	18
6. 固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧	18
7. 実地調査に関するお願い	18
8. 国税と固定資産税の取扱いの相違点	18

償却資産の申告は、地方税法申告

エルタックス
eLTAX が利用できます！

eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

eLTAX問い合わせ先 電話0570-081459(受付時間9:00～17:00)

詳しくは、磐田市ホームページ

(<https://www.city.iwata.shizuoka.jp/>)

くらし手続き>税金>個人市民税>市税の電子申告
【eLTAX(エルタックス)】をご覧ください。



©磐田市

磐田市イメージキャラクター

ひっぺい

提出期限 令和8年2月2日（月）

1. 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業用の資産（ただし、鉱業権・漁業権・特許権その他の無形減価償却資産は除く。）で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、必要な経費に算入される資産をいいます。

（1）償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例
1 構築物	構築物	舗装路面、門扉、緑化施設、自転車置場、広告塔、農業用ハウス 等
	建物附属設備	電気設備、給排水設備等で家屋評価の対象外となるもの (3ページ(5)「建物附属設備に係る償却資産と家屋の区分」)参照) 受変電設備、可動間仕切り 等
2 機械及び装置		輸送用機械器具製造用設備、金属製品製造業設備、太陽光発電設備、農業用設備 等
3 船 舶		漁船、釣船、モーターボート、遊覧船 等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5 車 両		大型特殊自動車（分類番号が0、00～09、000～099、9、90～99、900～999）、台車 等
6 工具、器具及び備品		パソコン、複写機、治具、測定工具、切削工具、看板、冷蔵庫 等

（2）申告対象となる資産

- 令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、概ね次の資産をいいます。
- ア 税務上減価償却の対象となるべき資産（所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費として算入している資産）
 - イ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
 - ウ 建設仮勘定で経理されているが、既に完成している資産
 - エ 簿外資産（帳簿に未記載の資産で事業の用に供することができる資産）
 - オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
 - カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
 - キ リース資産で、契約内容が譲り受けた資産
 - ク 賃貸の建物を借りて事業をされている方（テナント）が、平成16年4月1日以降に取り付けた内装、造作、建築設備等の資産
 - ケ 少額の減価償却資産（ただし、10万円未満の資産でも個別に減価償却した資産は申告の対象となります）
- 注：ケは2ページ「少額資産の取扱いについて」参照

（3）申告対象とならない資産

- 次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないため申告の必要はありません。
- ア 無形減価償却資産（ソフトウェア、特許権等）
 - イ 繰延資産（開発費、開業費等）
 - ウ 備品（商品、貯蔵品等）
 - エ 生物（ただし、観賞用、興行用等の生物は申告対象）
 - オ 自動車税や軽自動車税の対象となるべきもの

カ 少額の減価償却資産のうち申告対象外のもの

キ 法人税第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で、取得価格が20万円未満のもの

注：カ、キは下記参照

少額資産の取扱いについて

固定資産税（償却資産）において申告の対象から除外する「少額資産」については、地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③のものに限られます。

- ①取得価格10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価格20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ファイナンスリース取引に係るリース資産で取得価格が20万円未満のもの

このことから、「租税特別措置法の規定により中小企業特例を適用して損金算入した資産」や「少額であっても個別に減価償却する資産」については、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

取得価格	①一時損金算入 ※1	②3年一括償却 ※2	③リース資産 (ファイナンスリース) ※3	中小企業特例 ※4	個別減価償却 ※5
10万円未満	対象外				
10万円以上 20万円未満		対象外	対象外	申告対象	申告対象
20万円以上 30万円未満					
30万円以上			申告対象		

※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※3 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産

※4 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価格が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産です。

※5 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

（4）業種別の主な償却資産の内容

償却資産を「業種」別に例示すると、次のとおりです。（ ）内の数字は、各資産の耐用年数です。

業種	主な償却資産
全業種	フェンス(10)、看板(金属製20)、金属以外(10)、塀(15)、舗装路面(アスファルト10)、コンクリート(15)、テレビ(5)、パソコン(4)、冷蔵庫(6)、エアコン(6)、アンテナ(10)、屋外消火栓(8)、街路灯(10)、エレベータ(17)、太陽光発電設備(17) 等
不動産賃貸業 (共同住宅・駐車場 等)	防犯カメラ(6)、緑化施設(20)、自転車置場(7)、屋外給排水設備(15)、外灯(10) 等
飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5) 等
理・美容業	理・美容椅子(5)、応接セット(8)、ペーマ器(5)、消毒殺菌設備(4)、湯沸かし器(6)、蒸し器(6) 等
建設業	ブルドーザー(6)、パワーショベル(6)、ミキサー(6) 等
農業	ビニールハウス(8)、田植機(7)、稲刈機(7)、井戸(10) 等

(5) 建物附属設備に係る償却資産と家屋の区分

建物附属設備には、償却資産に該当するものと家屋に該当するものとがあります。

ア. 自己所有家屋の建物附属設備

家屋の所有者がその家屋に施した建物附属設備のうち次に掲げるものは、申告の対象となります。

- 特定の生産又は業務の用に供しているもの
- 独立した機械及び装置としての性格の強いもの
- 建物と構造的に一体となっていないもの
- 顧客に対するサービス設備としての性格が強いもの

主な設備の償却資産と家屋の区分は次のとおりです。

設備の種類	設備の分類	設備の内容	家屋	償却資産
建設工事	内装工事	天井・壁・床仕上、自動扉装置(開閉装置一式)	○	
		家具・カウンター、パーテーション、メールボックス		○
	外構(外装)工事	広告塔、芝生、ポール、カーブミラー、貯水池		○
電気設備	受変電設備・ 高圧受変電設備	設備一式		○
	予備電源設備	蓄電池、発電設備、無停電電気設備 等		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備一式		○
		上記以外の設備一式	○	
	電話等設備	電話配線設備	○	
		LAN 設備一式		○
	拡声放送設備	装置及び機器類		○
		配線・配管・埋め込み式スピーカー等	○	
	火災非常通報等設備	火災報知設備、非常通報装置一式	○	
		回転灯、ガス警報器		○
監視カメラ配線等設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置			○
		配管、配線	○	
	その他設備	中央監視制御設備一式		○
		避雷設備	○	
給排水設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○
		屋内の配管等、高架水槽、ポンプ	○	
ガス設備	ガス設備	屋外設備、特定の生産又は業務用設備		○
		屋内の配管等	○	
消化・消防設備	消火栓設備	消化器、避難器具、ガスボンベ等		○
		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	
空調設備		エアコン(壁掛型、ウインド型)		○
		エアコン(埋込式エアコン)	○	
換気設備		ドラフトチャンバー、スクラバー		○
		送風機、換気扇、排風機、ダクト	○	
運搬設備	気送管設備、 メールシート設備等	家屋と構造上一体ではないもの		○
		家屋と構造上一体のもの	○	
業務用設備	工場等の生産設備	特定の生産又は業務用設備一式		○
		上記以外の設備一式	○	
	工場等のガス設備			○

イ. テナント等貸借人の建物附属設備

ビル等を借り受けて事業をしている方が、自らの費用で施工した内装、電気、給排水、ガス、空調設備等は、償却資産に該当します。

2. 債却資産の申告について

(1) 申告していただく方

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店を経営されている方、駐車場やアパートなどを貸付けていける方など）のうち、その事業に用いることができる土地や家屋以外の事業用資産（これを債務資産という。）をお持ちの方は、地方税法（以下「法」という。）第383条の規定により、毎年1月1日現在の事業用資産の所有状況を申告していただくことになっています。

(2) 提出期限

令和8年2月2日（月）です。

※ 期限間近になると窓口が混雑しますので、できるだけお早目に提出くださいますよう、御協力をお願いいたします。

(3) 提出先(問い合わせ先)

磐田市 企画部 資産税課 家屋グループ（本庁舎1階）
〒438-8650 磐田市国府台3番地1
電話〈0538〉37-4809
E-mail shisanzei@city.iwata.lg.jp

※ 申告書を郵便で提出される方で、受付印を押した控えが必要な場合は、申告書のコピーと切手を貼った返信用封筒を必ず同封してくださいるようお願いします。

(4) 市内に複数の事業所がある方

市内に複数の事業所がある方は市内の事業所分をまとめて提出してください。ただし、経理上事業所ごとに申告される場合は、資産税課家屋グループまで事前に御連絡ください。

(5) 事業の休業や廃業、法人の解散、市外移転等があった場合

令和8年1月1日現在、事業の休業や廃業、法人の解散、市外移転等があった場合は、申告書の「備考欄」にその旨を記載の上、必ず申告書を提出してください。

また、売却先がある場合は、売却先の名称・所在地・電話番号も記入してください。

(6) 申告内容の誤り、申告もれ資産があった場合

修正申告をしてください。新たな申告書で申告するか、以前提出した申告書がある場合は、申告書の控えの写しへ赤字で修正したものを提出してください。

(7) 虚偽の申告をした場合又は申告しない場合

申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、法第385条により、また、正当な理由がなく申告をしない場合は、法第386条及び磐田市税条例第87条により、過料等が科されることがあります。

(8) 期限までに申告がない場合

期限までに申告書の提出がなかった場合は、前年中に資産の異動がないものとみなして課税処理させていただきます。

(9) 実地調査

申告内容の確認のために、固定資産台帳の写し等、必要書類を提出していただく場合があります。

(10) 申告方式

ア 一般方式 (増減申告)

初年度は全資産を申告し、翌年以降は前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額の計算は市で行います。

イ 電算処理方式

賦課期日（1月1日）現在所有しているすべての資産について、事業者側で評価額等を計算して申告していただく方式です。

(11) 提出書類

申告していただく方		提出書類・様式		
		償却資産申告書		種類別明細書
		第26号様式（緑色）	別表1（青色） 増加資産・全資産用	別表2（赤色） 減少資産用
一般方式（増減申告）	初めて申告する方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	前年度申告された方で増加資産又は減少資産がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	前年度申告された方で増加資産及び減少資産のない方	<input type="radio"/> ※申告書の18備考「2.増減なし」に○をつけてください。		
	休・廃業等又は市外に資産を移動された方	<input type="radio"/> ※申告書の18備考にその旨と起因日を記載してください。		<input type="radio"/>
電算処理方式	初めて申告する方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	前年度申告された方で増加資産又は減少資産がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	前年度申告された方で増加資産及び減少資産のない方	<input type="radio"/> ※申告書の18備考「2.増減なし」に○をつけてください。	<input type="radio"/>	
	休・廃業等又は市外に資産を移動された方	<input type="radio"/> ※申告書の18備考にその旨と起因日を記載してください。		
償却資産を所有されていない方		該当資産が無い場合は、申告の必要はありません。		

※「種類別明細書（増加資産・全資産用）」、「種類別明細書（減少資産用）」は、それぞれ2枚複写となっており、1枚目は提出用、2枚目は控えですので、1枚目（提出用）を提出してください。

※電算処理方式により、全資産申告をされる場合

償却資産申告書 <提出部数1部>

全国的に統一された様式で申告してください。また、**地方税ポータルシステム（eLTAX）による申告も可能です。**



ホームページ (<https://www.eltax.ita.go.jp/>)

種類別明細書 ※ 電子データ（CSVファイル等）での提出可。ただし、USBメモリによる提出は受けられません。CD-R等での提出の際は事前に御連絡ください。

なお、特例対象部分は、打出を提出してください。（下記添付資料参照）

増加資産・全資産用 <提出部数各1部>

全国的に統一された様式により、申告してください。

独自の様式で申告される場合は、①～⑥の事項に留意してください。不明な点がありましたら、資産税課家屋グループにお問い合わせください。

- ① 全国的に統一された様式にある記載項目の全てを記載すること。
- ② 全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。
- ③ 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記載した様式であること（8ページ（14）参照）。
- ④ 種類別明細書は、資産種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載すること。
- ⑤ 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行うこと。
- ⑥ 評価計算上の償却可能限度額は、取得価額又は資本的支出の95%までとすること。

なお、前年度に電算処理方式で全資産申告をされた方には、磐田市指定の申告用紙は送付しておりません。

添付資料

特例適用資産一覧表 <提出部数1部>

課税標準の特例（8ページ（14）参照）の適用がある資産を所有されている場合には、上記明細とは別に下記の①～③を作成の上、添付してくださいようお願いいたします。

- ① 資産種類
- ② 適用条項（根拠規定）
- ③ 特例率の別に区分した資産明細（数量、取得価額、評価額、課税標準額、種類別明細書の掲載頁、行位置）及びそれぞれの集計結果

※ 新規取得の場合は、課税標準の特例に該当することを証明する書類（8ページ（14）参照）

◆償却資産申告書様式は、磐田市ホームページからダウンロードできます

磐田市ホームページ (<https://www.city.iwata.shizuoka.jp/>) <暮らし手続き><税金><固定資産税・都市計画税><固定資産税に関する届出について>から申告書類一式をダウンロードできます。
エクセルファイルも用意していますので、御利用ください。

(12) マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載について

① 申告書への記載方法

9ページを参照の上、御記入ください。

マイナンバーは公平公正な社会を実現するための社会基盤となるものです。制度の趣旨を御理解いただき、マイナンバーを記載していただきますようお願いいたします。ただし、マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載はないものとして受理いたしますので、御了承ください。

② 本人確認資料について

マイナンバー(個人番号)を記載した申告書を提出いただく場合、番号法に定める本人確認を実施いたします。提出の際は、以下の確認資料を御用意ください。郵送にて提出の場合は、資料の写し(コピー)を申告書に添付していただくようお願いいたします。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

また、電子申告(eLTAX)にて申告データを提出いただく場合も、本人確認資料の添付は不要です。

<本人が申告書を提出する場合(例)>

番号確認資料(いずれか1種類)	身元確認資料(いずれか1種類)
個人番号カード(裏面)※1 通知カード 住民票(個人番号が記載されたもの)等	 個人番号カード(表面)※1 運転免許証  パスポート等

※1 本人が申告書を提出する場合は、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

注:デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きが取られている場合に限り利用可能です。

<代理人が申告書を提出する場合(例)>

本人の番号確認資料 (いずれか1種類)	代理人の身元確認資料 (いずれか1種類)	代理権確認資料※2 (いずれか1種類)
本人の個人番号カード(裏面) 通知カード 住民票(個人番号が記載されたもの)等	 代理人の個人番号カード(表面) 代理人の運転免許証  代理人の税理士証票等	税務代理権限証書 (税理士)  委任状等

※2 代理権確認資料については、写し(コピー)ではなく原本の添付をお願いします。

(13) 非課税について

地方税法第348条に規定する資産に該当する場合、当該資産は非課税となります。非課税を証明できる書類を添付の上、申告してください。詳細については資産税課家屋グループまでお問い合わせください。

(14) 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、本法附則第15条、第15条の2、第15条の3及び第64条に規定する資産に該当する場合、当該資産は課税標準の特例が適用されます。申告書及び種類別明細書に特例に該当する旨記入し、課税標準の特例に該当することを証明する書類を添付の上、申告してください。主な課税標準の特例は次の表のとおりです。

対象資産の例

対象資産	特例率	適用条項	添付書類
農業協同組合等が所有する共同利用設備	1/2 (最初の3年間)	法349条の3第3項	補助金の申請書の写し等
遊覧船以外の内航船舶	1/2	法349条の3第5項	船籍票及び登録票の写し等
汚水又は廃液の処理施設	1/2	法附則第15条第2項第1号 市条例附則第16条の2	施設の設置届出書の写し等
ごみ処理施設	1/2	法附則第15条第2項第2号	施設の設置届出書の写し等
産業廃棄物処理施設	1/3	法附則第15条第2項第4号口	施設の設置届出書の写し等
先端設備等導入計画に従って取得した生産性向上設備 令和5年3月31日までに認定を受け、取得した場合	0 (最初の3年間)	旧法附則第15条第41項 法附則第64条 市税条例附則第16条の2	<ul style="list-style-type: none">・計画の申請書の写し・認定書の写し・工業会等による証明書の写し
賃上げ表明なし	令和5年4月1日以降に認定を受け、令和7年3月31日までに取得した場合	1/2 (最初の3年間)	法附則第15条第44項 <ul style="list-style-type: none">・投資計画に関する確認書の写し・認定を受けた計画の写し・認定書の写し
賃上げ表明あり	令和5年4月1日から令和6年3月31日に取得した場合	1/3 (最初の5年間)	法附則第15条第44項
	令和6年4月1日から令和7年3月31日に取得した場合	1/3 (最初の4年間)	法附則第15条第44項
	令和7年4月1日から令和9年3月31日に取得した場合	賃上げ1.5%以上 1/2 (最初の3年間)	法附則第15条第43項
		賃上げ3%以上 1/4 (最初の5年間)	上記添付書類及び 賃上げ表明書類の写し

※税制改正により、変更となる場合があります。

※特例に該当する資産は、地方税法等による様々な条件を満たす必要があるため、該当するかどうか不明な場合は、資産税課家屋グループまでお問い合わせください。

3. 申告書の記入方法について

(1)「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」(緑色)の各欄の記入方法

- 住所、氏名、取得価額(前年に取得したもの(イ))は、昨年までの申告に基づいて印字しています。
- 印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。

住所・氏名

住所、氏名(屋号があれば屋号も)及び電話番号を記入してください。

取得価額

前年に取得したもの(イ)

前年に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

前年に中減少したもの(ロ)

(イ)のうち前年に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類ごとに記入してください。この欄の合計額は種類別明細書(減少資産)の取得価額と同じです。

前年に中取得したもの(ハ)

今回新たに申告していただく資産の取得価額の合計額を資産の種類ごとに記入してください。この欄の合計額は種類別明細書(増加資産)の合計額と同じです。

計(二)
(イ) - (ロ) + (ハ)

※電算処理されている方は
記入してください

評価額(木)、決定価額(へ)

評価額の合計額を資産の種類別に記入してください。全資産申告の場合は、種類別明細書(全資産用)の「価額」の合計欄と同じです。

課税標準額(ト)

決定価額(へ)から特例控除額を差し引いた金額を種類別に記入してください。

償却資産申告書(償却資産課税台帳)											
令和8年1月13日 静岡県磐田市長殿											
提出日を記入してください。 年度を記入してください。											
※ 所有者コード 第二六号様式(提出用)											
1 ふりがな 123456789012 (個人番号又は法人番号)											
2 氏名 磐田太郎 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)											
3 事業種目 建設業 (資本金等の額)											
4 事業種目 (資本金等の額)											
5 事業開始年月 昭和38年5月											
6 ご年齢(ご年齢の算出方法) 磐田太郎 (電話 0538-37-4809)											
7 税理士等の氏名 中泉次郎 (電話 0538-37-4708)											
8 短縮耐用年数の承認 有・無											
9 増加償却の届出 有・無											
10 非課税該当資産 有・無											
11 課税標準の特例 有・無											
12 特別償却又は圧縮記帳 有・無											
13 税務会計上の償却方法 (標準・定額法)											
14 青色申告 有・無											
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ①磐田市国府台3番地1 ②磐田市中泉349番地3											
16 借用資産 (有・無) 田中リース(株)											
17 事業用家屋の所有区分 (自己所有・借家)											
18 備考 (添付書類等) 該当する項目に○をつけてください。											
1. 資産増減あり 2. 増減なし 3. 該当資産なし											
4. 廃業・解散・市外移転(年月) 5. 売却(年月・売却先)											
6. その他(具体的に記入してください)											
入力 チェック											
資産の種類 評価額(木) 決定価額(へ) 課税標準額(ト)											
1 構築物	2,351,500	1,000,000	3,351,500								
2 機械及び装置	85,936,200	7,645,000	85,791,200								
3 船舶											
4 航空機											
5 車両及び運搬工具	3,250,000		3,250,000								
6 工具、器具及び備品	5,361,853	1,170,000	600,000	4,791,853							
7 合計	96,899,553	8,815,000	9,100,000	97,184,553							

第26号様式記載要領
「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいふ。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいふ。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

個人番号／法人番号

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあたっては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。
「*」印字がされている方については記入を省略していただいて差支えありません。

所有者コード

本市から送付した印字済の申告書を使用しない場合は転記してください。

各項目の有無等について該当する方を○で囲んでください。

事業開始年月

個人の方は事業を開始した年月を、法人は設立した年月を記入してください。

市(区)町村内における事業所等資産の所在地

磐田市内における事業所等資産の所在地を記入してください。また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合は、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○で囲んでください。

借用資産(有・無)

借用資産(リース資産・レンタル資産)の有無について該当する方を○で囲んでください。
借用資産がある場合は、貸主の名称等を記入してください。

事業用家屋の所有区分

事業用資産の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

備考

該当する項目に○をつけてください。
6. その他には、次のような事項を記入してください。

ア 前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名等参考になる事項

イ 非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用事項

ウ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

(3)「種類別明細書(減少資産用)」(赤色)の各欄の記入方法

取得年月日

資産を実際に取得した年月を記載してください。
年号は、令和「5」 平成「4」 昭和「3」になります。

資産の種類

資産の種類に対応する
1から6までの数字を記入してください。

- 番号 資産の種類
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品

資産コード

種類別明細書に基づいて記入してください。

資産の名称等

前年中に減少した資産の名称を記入してください。

数量

前年中に減少した資産の数量を記入してください。

年度を記入してください。

令和8年度

種類別明細書(減少資産用)

取得価額

減少した資産の取得価額を記入してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対する取得価額を記載してください。

申告年度

最初に申告した年度を記入してください。
(不明な場合は記入しなくて構いません。)

所有者名を記入してください。

種類別明細書(減少資産用)のページ数を記入してください。

減少の事由及び区分

当該資産が減少した事由とその区分について、該当する者の番号にそれぞれ○で囲んでください。
(減少事由が「その他」の場合は、具体的な理由を摘要に記入してください。)

摘要

ア 当該資産が減少した事由について「1.売却」にあってはその売却先の名称等を、「2.滅失」にあってはその滅失の理由等を、「3.移動」にあってはその受け入れ先の所在地等を、「4.その他」にあってはその減少の事由等を記入してください。

イ 現象の区分が「3.一部」に該当する場合には次の例のように記入してください。
(例:当初取得価格120万円(数量3)のうち40万円(数量1)分減少)

ウ その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

行番号	資産コード (抹消コード)	資産の名称等 (抹消コード)	数量 (数量)	取得年月 (年月)	取得価額 (千円)	耐用年数	申告年度 (年数)	減少の事由及び区分		摘要
								1・売却	2・滅失	
01 2	1 発電機	1	358 10	145,000	7 59	1	② 3・4	①・3		
02 2	2 油圧ショベル	2	362 02	7,500,000	5 63	1	② 3・4	①・3		
03 6	3 エアコン	3	360 07	400,000	6 61	1	② 3・4	①・3	120万円(数量3)のうち40万円(数量1)減少	
04 6	4 テレビ	4	361 06	120,000	5 62	1	② 3・4	①・3		
05 6	5 複写機 (リコピー)	5	402 10	650,000	5 03	①・2・3・4	①・3	(有)磐田文具へ売却		
06							1・2・3・4	1・3		
07							1・2・3・4	1・3		
08							1・2・3・4	1・3		
09							1・2・3・4	1・3		
10							1・2・3・4	1・3		
11							1・2・3・4	1・3		
12							1・2・3・4	1・3		
13							1・2・3・4	1・3		
14							1・2・3・4	1・3		
15							1・2・3・4	1・3		
16							1・2・3・4	1・3		
17							1・2・3・4	1・3		
18							1・2・3・4	1・3		
19							1・2・3・4	1・3		
20							1・2・3・4	1・3		
				小計	8,815,000					磐田市

注意 「取得年月」の年号の欄は、令和分は5、平成分は4、昭和分は3を記入して下さい。

○償却資産種類別明細書に基づいて記入してください。

資産番号	種類	資産の名称 (名称・形式及び規格)	数量	取得時期 (年月)	耐用年数	取得価額 (千円)	減価 残存率	帳面	
								資産	資産
1 2	発電機	1	358 10	7		145,000			
2 2	油圧ショベル	2	362 02	5		7,500,000			
3 6	エアコン	3	360 07	6		400,000			

4. 評価額の計算方法について

(1) 個々の資産について、取得時期、取得価額及び耐用年数をもとに評価額を算出します。

減価率は下表「耐用年数に応ずる減価率表」のとおりです。

① 前年中に取得した資産

〔評価額〕 取得価格 \times (1 - (減価率 \times 1/2))

② 前年前に取得した資産

〔評価額〕 前年の評価額 \times (1 - 減価率)

※ただし、計算の結果取得価格の5%を下回った場合は、取得価格の5%が評価額となります。

※通常は評価額=課税標準額ですが、課税標準の特例（8ページ参照）を受ける資産は、軽減後の額が課税標準額となります。

(2) 下記計算式により、税額を算出します。

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率(1.4\%)}} = \boxed{\text{税額}}$$

例：1,537,000円 \times 1.4/100 = 21,518円 100円未満切捨 21,500円

※課税標準額は、(1)で計算した個々の資産の課税標準額を合算し、千円未満を切り捨てた額です。

※合算後の課税標準額が150万円に満たない場合は課税されません。

耐用年数に応ずる減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	27	0.082	52	0.043	77	0.030
3	0.536	28	0.079	53	0.043	78	0.029
4	0.438	29	0.076	54	0.042	79	0.029
5	0.369	30	0.074	55	0.041	80	0.028
6	0.319	31	0.072	56	0.040	81	0.028
7	0.280	32	0.069	57	0.040	82	0.028
8	0.250	33	0.067	58	0.039	83	0.027
9	0.226	34	0.066	59	0.038	84	0.027
10	0.206	35	0.064	60	0.038	85	0.026
11	0.189	36	0.062	61	0.037	86	0.026
12	0.175	37	0.060	62	0.036	87	0.026
13	0.162	38	0.059	63	0.036	88	0.026
14	0.152	39	0.057	64	0.035	89	0.026
15	0.142	40	0.056	65	0.035	90	0.025
16	0.134	41	0.055	66	0.034	91	0.025
17	0.127	42	0.053	67	0.034	92	0.025
18	0.120	43	0.052	68	0.033	93	0.025
19	0.114	44	0.051	69	0.033	94	0.024
20	0.109	45	0.050	70	0.032	95	0.024
21	0.104	46	0.049	71	0.032	96	0.024
22	0.099	47	0.048	72	0.032	97	0.023
23	0.095	48	0.047	73	0.031	98	0.023
24	0.092	49	0.046	74	0.031	99	0.023
25	0.088	50	0.045	75	0.030	100	0.023
26	0.085	51	0.044	76	0.030		

資産の種類と主な償却資産の耐用年数

(抜粋)

資産の種類	細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数	
1.構築物	舗装路面	3	工場緑化施設	7	冷暖房、通風、ポイラー設備		
	アスファルト路面	10	その他の緑化施設	20	(冷房出力22KW以下のもの)	13	
	コンクリート路面・砂利道	15	簡易建物	7	(その他のもの)	15	
	金属製門扉	10	自転車置場	25	打ち込み井戸	10	
	コンクリート・ブロック	15	プレハブ事務所(鉄骨3mm以下)	22	養鶏用ハウス	15	
	外構工事	15	広告塔 野立看板	金属製	20	農業用ハウス	鉄骨造
	屋外消火栓	8		その他	10		その他
	防火壁(鉄骨鉄筋コンクリート造)	25	防火壁(コンクリート造)	13	独立キャノピー	45	
	アンテナ	10	ガードレール	10			
	建物附属設備	15	日よけ設備	金属製	15	街路灯	10
	電気設備・照明設備(家屋含除く)	15		その他	8	エレベーター	17
	可動間仕切り	簡易なもの	3	受変電設備	15	店用簡易設備	3
		その他	15	蓄電池電源設備	6		
2.機械及び装置	食料品製造業用設備	10	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9	総合工事業用設備	6	
	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10			熱供給用設備	17	
	織維工業用設備	炭素織維製造設備	3	窯業又は土石製品製造業用設備	9	水道業用設備	18
		黒鉛化炉	3	鉄鋼業用設備		通信業用設備	9
		その他の設備	7			道路貨物運送業用設備	12
		その他の設備	7			倉庫業用設備	12
	木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備	8				運輸に付帯するサービス業用設備	10
	家具又は装備品製造業用設備	11				飲食料品卸売業用設備	10
	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12	非鉄金属製造業用設備	7		その他の小売業用設備	
						ガソリンスタンド又は液化石油ガススタンド設備	8
	印刷業又は印刷関連業用設備		金属製品製造業用設備			その他の設備(主として金属製)	17
	デジタル印刷システム設備	4				その他のもの	8
	製本業用設備	7				宿泊業用設備	10
	新聞業用設備					飲食店業用設備	8
	モータイプ、写真又は通信設備	3	はん用機械器具製造業用設備	12		洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
	その他の設備	10	生産用機械器具製造業用設備			その他の生活関連サービス業用設備	6
	その他の設備	10				娯楽業用設備	
	化学工業用設備					ボウリング場用設備	13
	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5	業務用機械器具製造業用設備	7		その他の設備(主として金属製)	17
	塩化りん製造設備	4	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備			その他のもの	8
	活性炭製造設備	5					
	ゼラチン又はにかわ製造設備	5	光ディスク製造設備	6	教育業又は学習支援業用設備		
	半導体用フォトレジスト製造設備	5	プリント配線基板製造設備	6	教習用運転シミュレータ設備	5	
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5	その他の設備(主として金属製)	17	
	その他の設備	8	その他の設備	8	その他のもの	8	
	石油製品又は石炭製品製造業用設備	7	電気機械器具製造業用設備	7	自動車整備業用設備	15	
	プラスチック製品製造業用設備	8	情報通信機械器具製造業用設備	8	その他のサービス業用設備	12	
	ゴム製品製造業用設備	9	輸送用機械器具製造業用設備	9	機械式駐車場設備	10	
	漁船(FRP)	7	農業用設備	7	自走式作業用機械設備	8	
	ボート・ヨット	4	林業用設備	5	壳電事業用太陽光発電設備	17	
			漁業用設備	5			
4.航空機	ヘリコプター及びグライダー	5					
5.車両及び運搬具	フォークリフト	4					
	大型特殊自動車(自走式作業用機械)	5	台車	金属製	7	モーター・ボート(FRP)、とうら漁船(FRP)	
6.工具器具及び備品	測定工具、検査工具	5	接客業用		その他	4	
	ロール	4	4	2	切削工具	2	
	金属圧延用	3	3		金属製柱及びカッペ	3	
	その他				白金ノズル	13	
	パソコン(ハーソナルコンピュータ)	4	4	5	プリンター	5	
	調剤機器等の医療用機器	6	消毒殺菌機器	4	光学検査機器	6	
	歯科診療用ユニット	7	手術機器	5	その他	8	
	事務机・椅子	15	応接セット	接客業用	手提げ金庫	5	
	その他	8		5	その他	20	
	家具・室内装飾品	15	陳列ケース	冷凍機付	接客業用じゅうたん・カーテン	3	
	その他	8		その他	接客業用家具	5	
	ベッド	8	厨房用品(陶磁器・ガラス製以外)	5	インターホン、放送用設備	6	
	テレビ、ビデオその他の音響機器	5	冷房用又は暖房用機器	6	電話設備その他の通信機器		
	電気冷蔵庫、洗濯機、その他の	6	複写機、ファクシミリ、レジスター、タイムレコーダー及びその他の事務機器	5	デジタル機内交換設備、電話設備	6	
	電気ガス機器				その他	10	
	試験・測定機器	5	カメラ・映写機・望遠鏡	5	広告器具	金属製	
	引伸機・顕微鏡	8	看板、ネオンサイン	3		その他	
	マネキン人形、衣装、模型	2	自動販売機・両替機	5	理容、美容器具		
	楽器	5	漁具	3			

【計算例】

(1) 令和7年6月にエアコン（取得価額：200,000円、耐用年数：6年）を取得した場合

令和8年度評価額	200,000円	×	(1- (0.319×1/2))	= 168,000円
令和9年度評価額	168,000円	×	(1-0.319)	= 114,408円
:				
:		(途中省略)		
令和15年度評価額	16,756円	×	(1-0.319)	= 11,410円
令和16年度評価額	11,410円	×	(1-0.319)	= 7,770円 < 10,000円

※令和16年度で、評価額が取得価格の5%（10,000円）より小さくなるため、以降10,000円が評価額になります。

(2) 令和7年度中に資産を取得したことにより、課税対象となった事例

Aさんの令和7年度の償却資産

資産名	取得年月	取得価格	耐用年数	評価額
アスファルト舗装	R 6・6	1,450,000円	10年	1,450,000円 × (1- (0.206×1/2)) = 1,300,650円
令和7年度課税標準額				合計 1,300,650円

令和7年度の課税標準額は150万円（免税点）未満のため、令和7年度は課税されません。



【事務机など備品を令和7年9月に取得】

Aさんの令和8年度の償却資産

資産名	取得年月	取得価格	耐用年数	評価額
アスファルト舗装	R 6・6	1,450,000円	10年	1,450,000円 × (1-0.206) = 1,032,716円
事務机	R 7・9	340,000円	15年	340,000円 × (1- (0.142×1/2)) = 315,860円
事務椅子	R 7・9	186,000円	15年	186,000円 × (1- (0.142×1/2)) = 172,794円
令和8年度課税標準額				合計 1,521,370円

令和8年度は課税されます。

評価額の合計=決定価格=課税標準額（課税標準の特例の適用を受ける資産が無い場合）



千円未満を切り捨て税率1.4%をかける 1,521,000円 × 1.4/100 = 21,294円



百円未満を切り捨てる 21,294円 → 21,200円

5. 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

6. 固定資産(償却資産)課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、磐田市資産税課において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の納税に直接関係を有する方は、閲覧することができます。

詳細については、磐田市資産税課家屋グループ (Tel0538-37-4809) までお問い合わせください。

その価格に不服のある方は、法第432条第1項の規定により、磐田市固定資産評価審査委員会（事務局：磐田市総務課文書法制グループ・Tel0538-37-4803）に審査の申出をすることができます。

なお、申出期間は、法第411条第2項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までとなります。

7. 実地調査に関するお願い

法第408条の規定に基いて、実地調査（固定資産台帳又は減価償却計算書等との照合調査）を計画的に実施しています。その際は御協力をお願いいたします。

8. 国税と固定資産税の取扱いの相違点

区分	固定資産税	国税の取扱い
償却資産の趣旨	償却資産の「価格」の算定のために行う。	各年度の課税対象となるべき所得の計算の基礎として償却費を算出するものである。
償却計算の基準日	賦課期日制度（毎年1月1日） (法第349条の2、第359条)	事業年度（法人税法第13条）
減価償却の方法	原則として定率法（特例として取替法、生産高比例法） (評価基準第3章第1節二、三) ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	定率法、定額法等の選択 (平成10年4月1日以降に取得した建物は定額法のみ) (法人税法施行令第48条)
前年中の新規取得資産の償却方法	半年償却（2分の1） (評価基準第3章第1節二)	月割償却 (法人税法施行令第59条)
圧縮記帳の制度の適用	財産課税という性格から認められない (評価基準第3章第1節六)	認められる (法人税法第42条～50条、第142条)
特別償却・割増償却制度の適用	財産課税という性格から認められない (評価基準第3章第1節六)	認められる（租税特別措置法）
増加償却制度の適用	認められる (評価基準第3章第1節九)	認められる (法人税法施行令第60条)
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5に相当する額 (評価基準第3章第1節十)	1円まで償却可能 (いわゆる備忘価額)
改良費の評価方法	区分評価 (評価基準第3章第1節十三)	合算評価 (法人税法施行令第55条、第132条)

申告書の書き方がわからない場合で、直接来庁される方は、以下のもの（取得した資産の金額・取得年月等のわかる書類）をお持ちください。

1. 固定資産台帳
2. 帳簿類
3. 領収書
4. 契約書（売買契約書・賃貸契約書）
5. 法人税決算報告書又は所得税確定申告書一式

提出前に確認してください

チェック

- 申告書に連絡先は記載しましたか
- 個人番号又は法人番号は記載しましたか
- 申告書の「前年前に取得したもの（イ）」の取得価額は昨年度の申告の「取得価額（二）」と同額ですか
- 増加資産の耐用年数は記載しましたか
- 増加事由の該当する番号に○をつけましたか

◎提出及び問い合わせ先

〒438-8650 磐田市国府台3番地1
磐田市 企画部 資産税課
家屋グループ（本庁舎1階）
電話 <0538> 37-4809
E-mail shisanzei@city.iwata.lg.jp